

狛江市長  
松 原 俊 雄 様

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会答申（総合的評価）

平成 31 年 4 月 18 日付け狛企政発第 000055 号にて狛江市長より諮問のあった「市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施に関する事項」について、当審議会において検討を重ねた結果、別紙のとおり答申としてまとめましたので、報告いたします。

令和元年 12 月 18 日

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会委員

会 長	奥 村 隆 一
副会長	石 田 琢 智
委 員	大 塚 隆 人
委 員	水 江 悟
委 員	島 本 和 彦
委 員	松 崎 学
委 員	平 川 亮 二
委 員	深 谷 慎 子
委 員	内 海 貴 美
委 員	宍 戸 泉
委 員	篠 宮 悠 子
委 員	長谷川 好 道
委 員	西 智 子
委 員	野 口 潔 人



## 平成 31 年度 市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価と提言について

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会は、市長より諮問を受け、狛江市の市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価を実施し、あわせて、これまでの現状分析と評価によって抽出された課題解決に向けた方策を提言としてまとめた。

市として、様々な施策のより良い実施を目指して試行錯誤し続ける姿勢をもって、参加と協働の推進をお願いし、以下2つの提言をもって、当審議会の答申とする。

### ■ 提言 1. 市民協働推進のための効果的な取組

市民協働推進の課題として、市民協働事業提案制度などの各種制度自体が認知されていないことや、「市民協働とは何か」ということが市民に正確かつ十分に伝わっていないことが挙げられる。そこで、市ホームページ等を活用して市の考える「協働」を明確にした上で、市民と行政が同じ視点に立ち、考えを共有できるようにしていただきたい。

また、市が協働により実施したい又は実施すべきと考えるテーマや課題をあらかじめ設定して呼びかけることで、協働できる団体、協働したい団体を掘り起こしやすくすることや、市と団体それぞれの強みを活かせるような工夫を行っていただきたい。あわせて、市の施策とリンクした活動を行っている団体や個人に対してメール等を活用して直接働きかけていくことで、一層の市民協働を図っていただきたい。

### ■ 提言 2. 有効な情報発信・きっかけづくり

現在の市民参加と市民協働については、そもそも参加・協働する方法がわからない市民が多いことが考えられるため、行政から SNS や市ホームページ等、様々な媒体を活用して市民にとって有用な情報を発信することにより、できる限り多くのきっかけを作ることが必要である。

また、市民や市民活動の拠点である市民活動支援センターには団体活動情報、地域情報、知識、ノウハウ等の技術的・実践的な情報発信を質量ともに発信力をさらに高めて実施していただきたい。また、市はこうした市民活動支援センターの取組をバックアップ、連携しながら提言 1 で述べたような協働に関するメッセージを発信するなど、市全体として市民参加と市民協働を推し進めていただきたい。

## 第一章 総合的評価について

狛江市（以下「市」という。）は、いち早く、平成 15 年 4 月に「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」（以下「基本条例」という。）を施行し、以降、様々な市民参加手続きと市民協働事業を実施してきた。

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会（以下「審議会」という。）は、当該基本条例の第 30 条第 1 項の規定により設立され、同条第 2 項の規定により、市長から以下のとおり、諮問を受け調査及び審議を行っている。

- (1) 市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施。ほか、市民参加と市民協働の推進の検討と改善
- (2) 市民参加の手続きの方法及び市民協働事業の提案に関する事項

本総合的評価は、第 1 号の諮問を受け、実施するものである。答申の提案等については、速やかに検討・実施されるようにするため、平成 30 年度と平成 31 年度上半期までの現状分析と評価を行い、抽出された課題の解決に向けた方策を提言等としてまとめている。

## 第二章 市民参加の評価

### 1. 平成 30 年度の市民参加の実施状況

#### (1) 市民参加手続き等の種類

市民参加の定義：

「行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること」（基本条例第 2 条第 1 号）

市民参加に関する具体的な手続き：

- ① 審議会等（基本条例第 2 章第 2 節）
- ② パブリックコメント（同第 3 節）
- ③ 公聴会（同第 4 節）
- ④ その他の市民参加手続き（説明会、ワークショップ、フォーラムまたはシンポジウムなど）（同第 5 節）

#### (2) 市民参加の実施状況等【資料「市民参加実施状況（平成 30 年度実績）集計結果」等参照】

##### ◆審議会等

（公募市民委員の充足率）

80%（平成 28 年度は 82.8%、29 年度は 83.9%）

昨年度より減少し、後期基本計画で定める目標値（平成 31 年度 85%）へは未達成。

（公募市民委員の女性割合）

49.3%（平成 28 年度は 45%、29 年度は 48.8%）

引き続き男女の割合が大きく偏ることのないよう努めてほしい。

#### (審議会等の公開)

原則公開。今後も開かれた市民参加の機会が確保されるよう努めてほしい。

#### (会議録の公表と公表時期について)

法令または条例で非公開とされている理由以外で非公表となっている会議があり、また、会議録の公表時期については、「期間内に公表できなかった」「一部期間内に公表できなかった」が見受けられる。さらなる改善の努力が望まれる。

#### ◆パブリックコメント

件数：6件（平成29年度：8件）

提出意見数としては、全く意見のないものもあり、また、意見があっても施策事業に反映された・取り入れられた意見が全くないものがほとんどであった。有益な意見を集めることができるよう工夫が必要である。

#### ◆公聴会

平成17年1月に、ゴミの有料化問題に関する公聴会以来、平成30年度まででは実施されていない。

#### ◆その他の市民参加手続き

17件（平成29年度：15件）

内訳：市民説明会14件（29年度11件）、市民フォーラム1件（29年度1件）、シンポジウム0件（29年度0件）、その他2件（29年度3件）

参加者数が0名という少ないものもあるが、都市計画に関する市民説明会等については10名以上の参加者数のものも多くあり、市民の関心の高さが感じられる。引続き、市民モニター制度の活用など、より一層の推進を期待する。

### (3) 市民モニター

情報発信：9件（平成29年度：24件）

アンケート調査：6件（平成29年度：4件）

アンケート調査については、市民モニターの活用が進んでいる。

### (4) 審議会等の委員アンケート集計結果

平成30年度に市の審議会等に参加していた公募市民委員を対象に行ったアンケート結果の特徴は次のとおりである。

- ① 回答者の64%が60代以上で、10～30代は1%。
- ② 審議会の会議内容については「充実していた」は前年度と同じく78%、「十分発言できた」は前年度の56%から67%と前向きに捉える人が多かった。また「あまり発言できなかった」方は平成29年度の31%から21%に改善した。
- ③ 会議への参加については、84%が良かったと述べており、次回積極的に応募するかについても平成29年度の54%から59%に上昇した。

若い年代の委員等幅広い年代の確保や会議の充実に向けて、より良い実施方法を目指してほしい。

## 2. 市民参加の実施等に係る評価

### (1) 市民参加手続きの周知・普及

市民参加手続きの実施については、件数も安定的であり、担当部署において適切に実施されていると感じられる。一方で、市民の参加実績が低いものも見受けられるため、市民への周知・普及方法に一層取り組んでいただきたい。

### (2) 無作為抽出制度の一層の活用

平成 30 年度については、公募委員充足率が前年度比で減少しているが、無作為抽出制度の活用によって、審議会委員の充足への効果は出ていると感じる。しかしながら、委員の性別や年代については偏りも見受けられるため、より多様な意見を聴取することができるよう、無作為抽出制度の活用方法については引き続き検討していただきたい。また、公募委員充足率が上がるよう、活用の周知も進めていただきたい。

## 第三章 市民協働の評価

### 1. 平成 30 年度の市民協働の実施状況

#### (1) 市民協働事業の種類

市民協働の定義：「市の実施機関と市民公益活動を行う団体が行政活動等について共同して取り組むこと」（基本条例第 2 条第 2 号）

市民協働事業の種類：

- ① 財政的支援
- ② 参入の機会提供
- ③ 共催・後援
- ④ 意見交換・情報交換

#### (2) 市民協働の実施状況等【資料「平成 30 年度市民協働事業実施状況」参照】

##### ◆財政的支援

総数は前年と同様 37 件となっている。財政的支援交付団体数は増加し、136 団体となっている。

##### ◆参入の機会提供（委託、協定等）

総数は 45 件で、数年間の推移を見てもほぼ 40 件台で固定しつつある。

協定により実施される市民協働事業提案制度については、平成 26 年度から開始された行政提案型事業にて、平成 30 年度は 2 団体が次に掲げる協働事業を実施した。

- ・東京オリンピック・パラリンピックに向けた気運醸成のための取組
- ・ラグビーワールドカップ 2019 に向けた気運醸成のための取組

平成 31 年度は、市民提案型事業 2 団体、行政提案型事業 2 団体がそれぞれ事業を実施しているところである。

◆共催・後援

総数は 210 件で平成 29 年度から減少した。

◆意見交換・情報交換

14 件（平成 29 年度：11 件）

フォーラムや懇談会、意見交換会といった既存の取組み方法だけでなく、平成 30 年度についても実践を組み合わせたワークショップやフォーラムなど、工夫して市民参加の推進へ取り組んでいた。

## 2. 市民協働の実施等に係る評価

### (1) 「市民協働事業提案制度」の促進

市民提案型市民協働事業については、平成 30 年度の採択件数は 2 件であった。前述の 2 件は以前行政提案型事業で協働した団体であり、新規団体の掘り起こしについてはサポートが必要と考えられる。狛江市市民活動支援センターは、団体の相談に応じて適切な支援を行っているため、センターとの連携によって公益性の高い提案事業の推進に取り組んでいただきたい。

### (2) 市民協働に関する情報発信の充実

市民協働に関する情報提供は極めて重要であり、これで十分ということはない。今後の情報発信は、市民活動支援センターの取組とともに、行政においても十分な情報発信ができるよう、取組方法を検討していただきたい。

### (3) 市民協働事業件数増への取組み

市民協働事業のうち、財政的支援件数と参入の機会提供件数の合計は 82 件となっており、後期基本計画の目標値 90 件（平成 31 年度までに）の達成に向けて、庁内における市民協働の機運をさらに醸成していく必要がある。

以上